



昭和 11 年 埼玉県飯能町 町勢一覽

波田 尚大



飯能河原が描かれた表紙.



昭和 11(1936)年当時の飯能市街地の様子

今月ご紹介するのは、「昭和 11(1936)年 埼玉県飯能町 町勢一覽」です。表紙には飯能河原の風景が描かれており、内容は①「沿革・地勢・土地・戸口・社寺・宗教」、②「兵事・教育・勸業・官公署団体」、③「主要銀行会社・交通通信・衛生・水道・警備」、④「社会事業・財政・議員及吏員」、⑤「名所旧跡」について掲載されています。

現在刊行されている「平成 31(2019)年 3 月 飯能市 市勢要覽」の内容は①「飯能を楽しむ」、②「飯能の暮らし」、③「飯能を知る」、④「飯能について」の 4 項目で、両者を比べてみると町勢一覽はデータの羅列が中心でしたが、市勢要覽は市の魅力を発信するものに変化していることがわかります。このように、自治体は様々な行政刊行物を製作し、多くの人に向けて情報発信を行っています。

法律や規則・規定の話になりますが、公文書館法第 3 条において「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」と定められています。飯能市では公文書館こそ存在しないものの、飯能市文書管理規則第 34 条及び飯能市教育委員会文書管理規定第 2 条に基づき、廃棄対象となった公文書のうち、歴史資料として重要なものを飯能市立博物館で収蔵しています。

歴史資料として重要な公文書はただ収蔵するだけでなく、後世にのこしていくための保存処置を行い、知りたい情報がどの公文書に掲載されているのかを記した目録を作成するなどして、利用しやすいように管理していく必要があります。特に、公文書は紙質や印刷方法等の問題によって、どんなに丁寧に扱っていたとしても閲覧・利用をする度に、劣化が生じてしまいます。

そこで、役立つのが「町勢一覽」のような行政刊行物です。原本となる公文書と同じデータが行政刊行物に掲載されている場合、劣化等が生じている公文書の閲覧・利用をしなくても済む場合があります。また、行政刊行物に掲載されているデータが、いったいどの公文書に掲載されているものなのかを調べる際にも、こういった公文書が歴史資料として重要なのかを判断する際にも必要になります。

本資料は、かつての飯能の様子を現在・未来に伝えるだけでなく、歴史資料として重要な公文書の評価・選別・利用とその管理を補助してくれる一品だと言えます。(図書 No.1-781)